

住民のための の市政を！！

ごうつ民報

日本共産党江津市委員会
 電話 52-2633
 FAX 52-7244
 NO. 2434
 2021年1月24日

江の川防災対策 家屋移転希望は27%

昨年7月の豪雨災害を受け、被災地域を中心に「住民意向アンケート」が行われました。

アンケート実施 300世帯

昨年7月の豪雨災害では、3年前の西日本豪雨と被害が重なりました。そのため、被災地域からは早急な防災対策を求める声が上がっており、山下市長はその手法の一つとして「移転」に言及。

その具体化に向け、昨年11月に『住民意向アンケート』が実施されました。アンケートは江の川沿川を対象としており、無堤地区と2018年・2020年で連続して浸水被害を受けた自治会の300世帯へ配布され、211世帯が回答しました。

家屋移転に関する設 問への回答

住民意向アンケートのうち、家屋移転への認識に関わる設問への回答の集計は、以下のとおりです。

①災害に対する自宅の危険性を知っているか	知っている	93%
	知らない	4%
	無回答	3%
②今後の治水対策に望むもの	堤防整備	45%
	宅地かさ上げ	16%
	家屋移転	27%
	その他	9%
	無回答	3%
③家屋移転の時期は	3年以内	36%
	5年以内	12%
	10年以内	1%
	将来的に	17%
	未定	21%
	無回答	13%
④家屋移転の場所は	近隣	13%
	同一地区内	12%
	同一町内	6%
	江津市内	32%
	その他	10%
	無回答	27%

1月最終週から 住民との協議へ

この集計について、市の建設政策課では「約3割が移転を希望し、そのうちの約5割が5年以内と回答している。思いのほか移転希望者が多く、早急な対応が必要なことが判明した」としつつ、具体的な施策が明らかとなっていない現状から「移転希望の多くは恐らく総論的な希望で、移転の費用・場所・時期など個人的問題や地域社会の

維持などの各論では様々な障壁がある」との認識も示しています。実際、被災地域の住民からは「移転の条件が示されない」と判断できない」との声があり、施策の具体的な説明が求められています。

寒波による影響 積雪・凍結にも防災の備えを

7日、急速に発達した低気圧により、日本海側を中心に寒波が襲来。寒波は8日をピークに週末まで続き、市内でも積雪・強風・凍結の影響がでました。

道路・農業の状況

道路については、土木建設課が7日の午前7時から、市内の道路、パトロールを行い、積雪・凍結へ対応しており、市民からは「対応が早くて助かった」との声がありました。農業への対策としては、積雪による農業用ハウスの

凍結が心配された水道

については、市広報『かわらばん』12月号で注意を促したほか、6日の午後8時に防災無線で凍結防止の対策が呼びかけられました。

水道課が18日時点で把握している状況としては、業者への漏水の修理・点検の依頼が480件届いていますが、報告が入っていない業者もあり、今後、被害件数が増える可能性があります。また、水道課では2016年の寒波の教訓から、空家の凍結・漏水への対応として、各空家のバルブやメーターの位置を把握し、地域ごとに凍結が溶ける時間帯も考慮しつつ、760軒全ての点検を行いました。ただ、住民側でも過去の教訓が活かされたようで、半分以上の空家で止水栓が止めてあったとのこと。なお、今回の凍結では、給湯器周辺での被害が目立っています。水道課では、戸外の蛇口・パイプについて、風除けを設置するだけでも効果があり、対策してほしいとしています。

凍結の被害と対応

10日から11日は、漏水により給水量が増大した

ことで、供給がギリギリとなったため、防災無線で市民への協力要請が行われました。

寒波に際して、市民からは「防災無線での凍結防止の呼びかけは明るいうちにしてほしい。暗くなってからでは、高齢者が戸外で作業するのは難しい」との声がありました。

地球温暖化による気候変動で、災害と同様に寒波への備えが重要となっています。また、高齢化で市民による対応が困難になってきています。市としても、こういった状況を踏まえた対策が必要になっていきます。

悩み・困りごと
ご相談ください

森川よしひで
090-7379-1554
多田伸治
090-6014-2259

コロナ禍 中小企業の固定資産税が減免・納税猶予に

新型コロナウイルスの影響を受け、2021年度での中小企業などの固定資産税について、減免・納税猶予が行われます。

市内で該当する事業者は約700件

中小企業庁は、新型コロナウイルスの影響により、事業収入が減少している中小企業・小規模業者に対して、減免・納税猶予を行うとしています。

具体的には、中小企業・

小規模業者の税負担を軽減するため、保有する建物や設備の2021年度の固定資産税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

対象となるのは、2020年2月10月のなかの任意の連続する3カ月で、事業収入の合計が、前年同期に比べて30%以上減少している

また、2020年2月から納付期限までの任意の1カ月で、事業収入が前年同月比で20%以上減少している場合は、納税猶予の対象となります。

江津市内で該当する事業者は約700件に上る見込みです。

申告の流れ 期限は2月1日まで

申告期間は2月1日までとなっています。

申告するには、経営状況についての認定が必要です。

この認定を行う認定経営革新等支援機関（とそれに準ずるもの）には、税理士・公認会計士・監査法人・中小企業診断士・金融機関・都道府県中小企業団体中央会・商工会議所・商工会・農業協同組合・森林組合連合会・漁業協同組合などがあります。

認定を受けた上で、市役所の税務課固定資産税係へ申告します。

固定資産税とは？

固定資産の所有者に課される市町村税です。土地・家屋・償却資産が課税対象となります。

その年の1月1日時点で固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準となり、これに税率を乗じた金額が固定資産税となります。税率の標準は1.4%ですが、江津市では1.55%に設定されています。

市内に所有する固定資産の課税標準額の合計が、下記の金額に満たない場合は、固定資産税は課税されません。

固定資産の種類	課税標準額の合計
土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

市議会の12月定例会が終わり、一通の封書が議会事務局から届きました。私たちが新日本婦人の会江津支部が市議会へ「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を促すよう求める陳情書」を提出していたので、その結果が記されていることは、すぐに判りました。

あなたの名前を日本政府に

市議会の見識の高さについて、3人の市議の反対意見書が政府に送られなかったことが、反対した市議の名前とともに判りました。

過去、江津市議会は非核平和宣言を全会一致で採択しています。当時はまだ核抑止力論が当然で、核兵器

唯一の戦争被爆国の日本こそ、条約に参加すべきとの声が出されています。

新しい年、私たちは世論を力に、政府に条約への署名・批准を求める署名に取り組みしていきます。あなたの名前を日本政府に送りましょう。

山崎 淳子

市議会を傍聴することができなかった私は、市民の代表である市議会の審議でどんな結果が出されたのか、そのことはとても重く感じられ、一人で開封することができませんでした。

「ごい」と拍手しました。ところが続きがありました。「ただし、全会一致でなかったため、国への意見書提出はありません」

「なんということでしょう。ここで傍聴をした委員から、11人の市議が賛成したものと

を待つことで平和が保てる」と信じた人も多かったことでしょう。そんな中での非核平和宣言が、人間らしく生きることも死ぬこともできなかつた被爆者の方々を、どんなに励ますこととなつたかと、改めて当時の江津

この認定を行う認定経営革新等支援機関（とそれに準ずるもの）には、税理士・公認会計士・監査法人・中小企業診断士・金融機関・都道府県中小企業団体中央会・商工会議所・商工会・農業協同組合・森林組合連合会・漁業協同組合などがあります。

で、個人352件、法人185件が受給しました。これらの受給者は、今回の固定資産税減免・納税猶予にも該当する可能性があります。商工観光課・農林水産課・税務課が情報を共有し、事業者へ漏れなく周知して、申告してもらうことで、市内経済へのコロナ禍の影響を軽減することができます。

納税者に寄り添った取り組みが求められます。

◆制度についての相談先
日本共産党江津市議団
森川よしひで
090・7379・1554
江津民主商工会
0855・53・3807

お悔やみ申しあげます
(敬称略)

17日 相磯 三枝子 (85)
18日 瀬尾 昭 (94)
20日 嘉戸 美代子 (96)
浅利 町